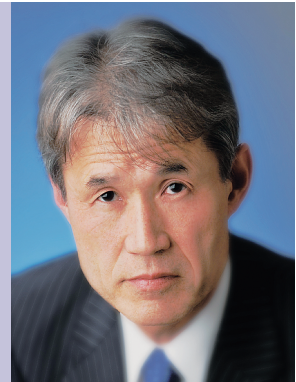


エンドースメント された IFRS の策定

ASBJ 委員長 にしかわ いくお
西川 郁生



はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、設立以来、母体の公益財団法人財務会計基準機構（FASB）の定款にある、一般に公正妥当と認められる国内会計基準の開発と国際的な会計基準の開発への貢献の2つを大きな活動としてきた。企業会計審議会から2013年6月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「IFRSに関する当面の方針」という。）が公表され、その中でIFRSのエンドースメント手続がASBJに負託されたことで、新たな役割が加わった。

エンドースメントされたIFRSの策定作業は速やかに行われることが期待されており、当面は、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）での国際的な意見発信とともに、この活動がASBJの活動の中心となることは間違いないので、現段階での方向性を概観したい。

IFRSのエンドースメント手続に関する提言

IFRSに関する当面の方針では、IFRSの対応のあり方に関する基本的な考え方として「単

一で高品質な国際基準を策定する」という目標に我が国として主体的に取り組むことの重要性を認識した上で、IFRSの任意適用の積上げを図ることとしている。そのための3つの方針のうち、「任意適用要件の緩和」は任意適用可能企業という母集団数を増やすことで任意適用を増やすという施策であり、「単体開示の簡素化」は従来からの財務諸表作成者の要望にこの機会に答えるものと考えられる。

エンドースメントされたIFRSの仕組みの設置は、「IFRSの適用の方法」において提言されている。現在の指定国際会計基準が実態的にピュアなIFRSのアドプションとなっていると認識した上で、エンドースメントの仕組みの採択により、任意適用企業数の増加を図る中で、我が国における非常時の対応や柔軟な対応を確保できるものとしている。加えてエンドースメントされたIFRSは、国際会計基準審議会（IASB）に対して意見発信を行っていく上で有用であるとしつつ、エンドースメントが前向きな取組みであることへの国際的な理解を得ることの必要性に言及している。

具体的なエンドースメントの手続については、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行い、当局（金融庁）が指定するとしている。世界の各地域で一般的に使われるエンドースメントという用語でいえば、金融庁の

指定を含めたところまでが、エンドースメントということになる。

ASBJのこれまでの経験

ASBJとしてはエンドースメントの経験は当然ないが、その前提となる日本基準とIFRSの差異の分析については、過去に大きく二度経験している。

はじめは、EUにおける同等性評価で、欧州証券規制当局委員会（CESR）が、2005年に提言を公表する以前、CESRの主要メンバーが来日してASBJと意見交換の場を持った。ASBJサイドでは、差異分析を行って対応した。

比較的短期間に解決可能な短期プロジェクトは、その後、東京合意に基づいて組み替えられた。そのときの短期プロジェクトの1つであった在外子会社の会計処理の差異をなくす実務対応報告第18号においては、当面の取扱いとして、IFRSなどで作成された海外子会社の財務諸表であっても、限定した6項目の修正を行えば、網羅的な調整は求めないものとした。

2回目の経験は、2011年のアジェンダ・コンサルテーションに対するコメント対応である。ASBJではコメント対応を行う上で、日本基準とIFRSの詳細な差異分析を行い、市場関係者と意見交換を行った。その結果、我が国として受け入れることが難しい可能性のある項目として、ノンリサイクリングやのれんの償却など6項目を見出し、IASBに対して何らかの形で検討を行うようコメントしている。市場関係者と十分な意見交換を行った結果、他の団体からもASBJと整合性のとれた意見がIASBに対して発信された。

IFRSに関する当面の方針で、投資家保護の立場からエンドースメント手続において勘案すべきと掲げられた3つの点（会計基準に係る基

本的な考え方、実務上の困難さ、周辺制度との関連）は、これまでの経験においても、差異を評価する規準となっていた。したがって、議論の出発点は、これらの2度にわたる日本基準とIFRSの差異分析をアップデートしたものになる。

ASBJにおけるエンドースメント手続の進め方

エンドースメントされたIFRSは我が国の企業が利用することを前提に策定されるものであるから、現行の日本基準の開発と同様の手続を経て、公表され、金融庁長官の指定対象となるものと考えられる。ASBJでの公表にあたっては、委員会の議決（委員総数の5分の3以上）が必要であるが、デュープロセスとして、同様の議決方法により、公開草案を公表することとなる。

また、委員会の議論の前に十分な議論を行うため「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置した。ここでの議論のために、財務諸表作成者、利用者、監査人、学識経験者からそれぞれ複数名の方に参加をお願いした。

第1回のエンドースメント手続は、原則的に使用可能なIFRSをすべて対象とするよう、2012年末までに公表された会計基準等とする方向である。基準ができていても早期適用の状態であれば、当該基準（例えばIFRS9）とそれに置き換えられる基準（例えばIAS39）の双方が対象となる。一度包括的にエンドースメント手続を行い、その後は基準の改訂ごとに個別にエンドースメントをしていくことが考えられる。

エンドースメントされたIFRSは日本語が原文（ピュアIFRSでいえば翻訳）となることから、公開草案などで英語からの翻訳に関するコメントが寄せられることも想定される。膨大な

量の翻訳に関するコメントを、限られた公開期間のみで受け付けることは馴染まないので、削除や修正に関するコメントとは別に、いつでもコメントを受け付けるとすることも考えられる。

これらの手続を経て1年を目途にエンドースメントされたIFRSの策定を終えたいと考えている。ピュアなIFRS同様、任意適用の枠組みであるので、指定後直ちに利用できるようになることが期待されているからである。

エンドースメント手続は、ピュアなIFRSについて、削除または修正すべきものがあるか否か（あるとすればどこか）を検討するプロセスであるが、それと関連性があるものにガイダンスの作成がある。ピュアなIFRSについては、現状でその解釈の難しさが任意適用の障害になっている面は否めないからである。ピュアなIFRSについては、ローカルガイダンスの作成は、IASBサイドとしてはIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）しかできず、IASB外部者が行うべきではないという立場をとっているところである。日本企業の利用を前提としているエンドースメントされたIFRSでは、ASBJによる

ガイダンスの作成は可能ということになる。もし、ガイダンスの作成が必要ということになれば、それが実質的にIFRSの修正とならない範囲で行っていくことになる。

おわりに

エンドースメントされたIFRSにどれだけのニーズがあるかを、現時点で掴むことは難しいし、具体的には、現物ができ上がったところで明らかになるものだろう。いずれにせよ、エンドースメントされたIFRSについては、経済界からの提言に含まれていたことを踏まえると、経済界との意見交換は欠かせず、同時に、財務報告のユーザーである投資家との意見交換も重要である。エンドースメントにおいて寄せられるそれぞれの意見は、IASBへの意見発信あるいは国内基準の開発で寄せられる意見と、対象となる項目は重なっていても、それぞれから異なる意見が寄せられることがあり得ることに留意していかなければならないと考えている。